

原子力発第25098号
令和7年5月22日

愛媛県知事
中村時広殿

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員
宮本喜弘

伊方発電所原子炉施設保安規定の補正に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年3月27日付、原子力発第24559号にて連絡した伊方発電所原子炉施設保安規定変更の補正につきまして、下記とおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 補正の理由

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請後の原子力規制庁の審査が実施されているが、その審査の過程で記載の適正化が必要になったことから、記載内容を補正する。

2. 補正の概要

長期施設管理計画の運用に関わる記載の適正化

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表の補正前後比較表

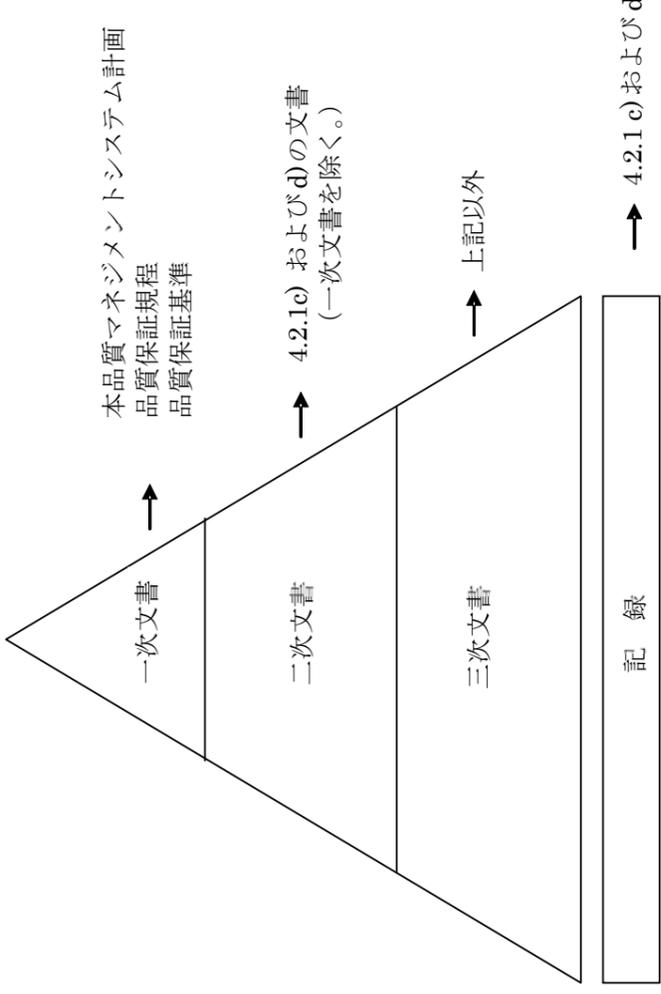
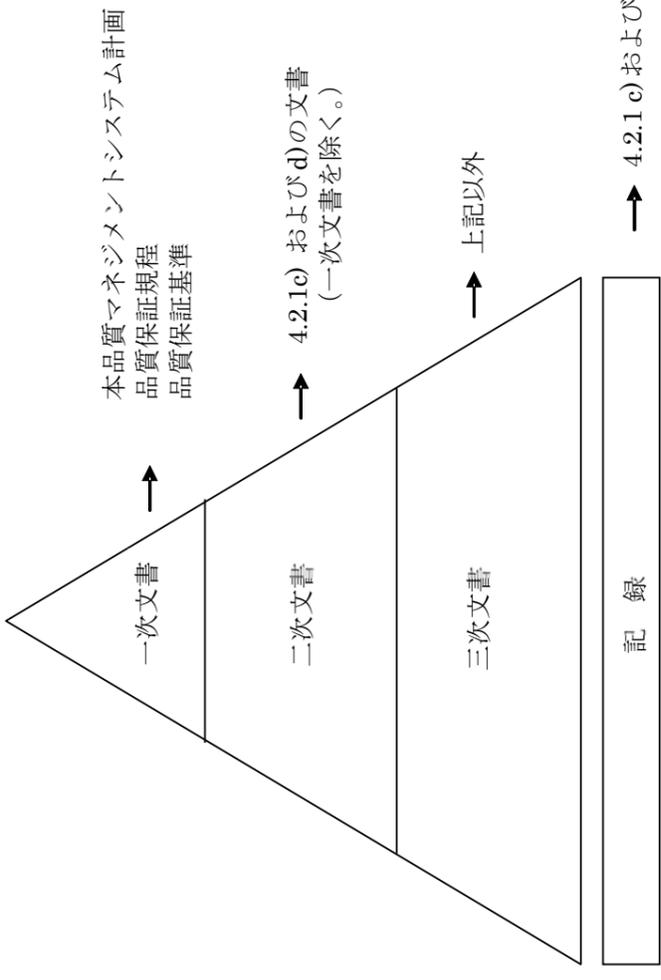
備考	補正前	補正後
<p>本頁変更なし</p>	<p>4. 2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4. 2. 1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系を図2、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。</p> <p>a) 品質方針および品質目標</p> <p>b) 品質マネジメントシステム計画</p> <p>c) 品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定、および手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p>  <p>図2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p>4. 2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4. 2. 1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステムの文書体系を図2、社内規定一覧および保安規定各条文との関連を表1に示す。</p> <p>a) 品質方針および品質目標</p> <p>b) 品質マネジメントシステム計画</p> <p>c) 品管規則の要求事項に基づき作成する社内規定、および手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）</p> <p>d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p>  <p>図2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>

表 1 つづき

3 条の要求事項	社内規定				制定者
	一次文書 (3 条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3 条以外の関連条文)	制定者	
3 条 4.2.1 の分類					
5.6 マネジメントレビュー	品質保証規程(2の2) 品質保証基準(2の2) 品質保証規程(2の2)	社長 原子力本部長 社長	—	—	—
6.2 要員の力量の確保および 教育訓練	品質保証規程(4,5) 品質保証基準 (4,5,8,8の2,9,9の2)	社長 原子力本部長	内部品質監査要領 設計/調達管理標準 原子炉施設の高経年化対策検討要領 高経年化対策検討標準 新知見情報等の収集及び分析・評価標準(17の2の2,17の3) 保修訓練内規 運転訓練内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規(130,131)	審査室原子力監査担当部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
6.1 資源の確保	品質保証規程(4,5)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長	
7.1 個別業務に必要なプロセス の計画	品質保証規程(2の2) 品質保証基準 (2の2,119,133)	社長 原子力本部長	運転総括内規 (12~17の6,18の2~92,96,99,100,101,119,122,125,128,130~133) 燃料管理内規 (33,40,69,71,72,74,77,79~84の2,93~98,99,99の4) 炉心管理内規(19~26,28~34,49) 放射線管理総括内規 (12の2,13,16,17,17の2の2,17の3,84,84の2,99~99の3, 100~102,104~117,119)	発電所長 発電所長	
7.2 個別業務等要求事項に関 するプロセス				発電所長	
7.5 個別業務の管理				発電所長	
7.6 監視測定のための設備 の管理				発電所長	
8.2.3 プロセスの監視測定				発電所長	
8.2.4 機器等の検査等				発電所長	
7.3 設計開発	品質保証基準	原子力本部長	工事管理内規(119) 化学管理総括内規(18,47) 防災計画(原子力災害編)(120~129,133) 火災防護計画(17) 緊急時対応内規(17の4~17の6) 自然災害対応内規(17の2の2,17の3) 溢水対応内規(17の2) 有毒ガス対応内規(17の3の2)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 原子力部長 土木建築部長 発電所長	

表1 つづき

3条の要求事項	3条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者
5.6 マネジメントレビュー	d)	品質保証規程(2の2)	社長	-	-
		品質保証基準(2の2)	原子力本部長		
6.2 要員の力量の確保および 教育訓練	d)	品質保証規程(2の2)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
		品質保証規程(4,5) 品質保証基準 (4,5,8,8の2,9,9の2)	社長 原子力本部長	設計/調達管理標準 原子炉施設の高経年化対策検討要領 (119の4) 高経年化対策検討標準 (119の4) 新知見情報等の収集及び分析・評価標準(17の2の2,17の3) 保修訓練内規 運転訓練内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 教育訓練内規 (130,131)	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
6.1 資源の確保 7.1 個別業務に必要なプロセス の計画 7.2 個別業務等要求事項に関 するプロセス 7.5 個別業務の管理 7.6 監視測定のための設備 の管理 8.2.3 プロセスの監視測定 8.2.4 機器等の検査等	d)	品質保証規程(4,5)	社長	内部品質監査要領	審査室原子力監査担当部長
		品質保証規程(2の2)	社長	運転総括内規 (12~17の6,18の2~92,96,99,100,101,119,122,125,128,130~133)	発電所長
		品質保証基準 (2の2,119,133)	原子力本部長	燃料管理内規 (33,40,69,71,72,74,77,79~84の2,93~98,99,99の4)	発電所長
				炉心管理内規 (19~26,28~34,49)	発電所長
				放射線管理総括内規 (12の2,13,16,17,17の2の2,17の3,84,84の2,99~99の3, 100~102,104~117,119)	発電所長
				施設管理内規 (12の2,13,16,22,24,33,35,43~48,51,55,56,58, 60~63,69,70,75,84,84の2,119,119の4)	発電所長
				工事管理内規 (119)	発電所長
				化学管理総括内規 (18,47)	発電所長
				防災計画(原子力災害編) (120~129,133)	発電所長
				火災防護計画 (17) 緊急時対応内規 (17の4~17の6) 自然災害対応内規 (17の2の2,17の3) 溢水対応内規 (17の2) 有毒ガス対応内規 (17の3の2)	発電所長 発電所長 発電所長 発電所長 発電所長
7.3 設計開発	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 (96,119)	原子力部長
				設計/調達管理標準(原子力発電所) (119) 設計管理内規 (119)	土木建築部長 発電所長

脱炭素社会の実現に
向けた電気供給体制
の確立を図るための
電気事業法等の一部
を改正する法律第2
条の規定による改正
後の核原料物質、核
燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律
の施行を受けた長期
施設管理計画の認可
制度への移行による
実用発電用原子炉の
設置、運転等に関す
る規則等の改正に伴
う変更

表 1 つづき

3 条の要求事項	3 条 4.2.1 の分類	社内規定			
		一次文書 (3 条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3 条以外の関連条文)	制定者
7.4 調達	d)	品質保証基準	原子力本部長	設計／調達管理標準 設計／調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長
8.1 監視測定, 分析, 評価 および改善	d)	品質保証基準	原子力本部長	-	-
8.2.1 組織の外部の者の意見	d)				
8.5.1 継続的な改善	d)				
8.2.2 内部監査	c)	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	検査室原子力監査担当部長
8.2.3 プロセスの監視測定	d)	品質保証基準(119の3)	原子力本部長	原子炉施設の高経年化対策検討要領 高経年化対策検討標準 新知見情報等の収集及び分析・評価標準(17の2の2, 17の3) 改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 確率論的リスク評価内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.2.4 機器等の検査等	d)	品質保証基準	原子力本部長	検査管理内規 (119の2, 119の3)	発電所長
8.3 不適合の管理	c)	品質保証基準 (133)	原子力本部長	改善措置活動管理標準 異常時措置連絡要領 (133) 非常事態対策要領 (133) 改善措置活動管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.4 データの分析および評価	d)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.2 是正処置等	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長
8.5.3 未然防止処置	c)	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計／調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長

表 1 つづき

社内規定					
3条 4.2.1 の分類	一次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	二次文書 (3条以外の関連条文)	制定者	
7.4 調達	品質保証基準	原子力本部長	設計/調達管理標準 設計/調達管理標準(原子力発電所) 調達管理内規	原子力部長 土木建築部長 発電所長	
8.1 監視測定, 分析, 評価 および改善	品質保証基準	原子力本部長	-	-	
8.2.1 組織の外部の者の意見					
8.5.1 継続的な改善					
8.2.2 内部監査	品質保証規程	社長	内部品質監査要領	考査室原子力監査担当部長	
8.2.3 プロセスの監視測定	品質保証基準(119の4)	原子力本部長	原子炉施設の高経年化対策検討要領(119の4) 高経年化対策検討標準(119の4) 新見情報等の収集及び分析・評価標準(17の2, 17の3) 改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 確率論的リスク評価内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
8.2.4 機器等の検査等	品質保証基準	原子力本部長	検査管理内規(119の2, 119の3)	発電所長	
8.3 不適合の管理	品質保証基準(133)	原子力本部長	改善措置活動管理標準 異常時措置連絡要領(133) 非常事態対策要領(133) 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力部長 原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
8.4 データの分析および評価	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
8.5.2 是正処置等	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	
8.5.3 未然防止処置	品質保証基準	原子力本部長	改善措置活動管理標準 改善措置活動管理内規 設計/調達管理標準(原子力発電所) 品質保証総括内規	原子力部長 原子力保安研修所長 土木建築部長 発電所長	

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行を受けた長期施設管理計画の認可制度への移行による実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正に伴う変更

補正前	補正後	備考
<p>(施設管理計画)</p> <p>第119条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <hr/> <p>(2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(3) (1)、(2)においては、原子炉等規制法第43条の3の32第1項または第3項で認可を受けた長期施設管理計画(同法同条第4項の規定による変更の認可を受けた場合、または第7項の規定による届出を実施した場合、その変更後のもの)に定められた劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものを反映する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 組織は、運転開始日から起算して30年を経過したプラントを地震、事故等により長期停止する場合においては、長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を考慮した特別な措置を定める。また、長期停止が継続し、当該評価の実施後10年を超えない期間毎およびその期間中に当該評価の際に設定した条件または評価方法を変更する必要がある場合は当該評価を見直す。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第119条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【施設管理計画】</p> <p>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <hr/> <p>(2) 組織は、施設管理の実施方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉の運転を相当期間^{*6}停止する場合その他原子炉施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合は、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>(3) 組織は、運転開始日から起算して30年を経過した原子炉の運転を相当期間^{*6}停止する場合は、原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮したうえで、劣化を管理する観点から特別に実施すべき措置等に施設管理として実施すべきものがある場合には、その内容を(1)に基づき策定する計画に反映する。また、当該評価の実施後10年を超えない期間ごとに再評価を行うとともに、その期間中に当該評価の際に設定した条件または評価方法を変更する必要がある場合は当該評価の見直しを行う。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行を受けた長期施設管理計画の認可制度への移行による実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正に伴う変更</p>

補正前	補正後	備考
<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保全活動管理指標の監視結果 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 トラブルなど運転経験 <u>長期施設管理計画および6.3(3)に基づき行った長期的な劣化に関する評価の結果</u> 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ リスク情報、科学的知見 <p>(以下略)</p>	<p>10. 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保全活動管理指標の監視結果 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績 トラブルなど運転経験 <u>長期施設管理計画および6.3(3)に基づき行った長期的な劣化に関する評価の結果</u> 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ リスク情報、科学的知見 <p>(以下略)</p> <p>(中略)</p> <p>※6：相当期間とは、例えば以下に示す期間がおおむね1年以上とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>法令上必要な許認可その他の処分を受けていないことにより原子力施設の運転等を行うことができな</u> <u>法令に基づく命令による義務を履行するために原子力施設の運転等を行うことができな</u> <p>い場合における当該義務を履行するための期間</p> <p>(中略)</p> <p>※1：原子炉等規制法第43条の3の32第1項もしくは第3項の規定により長期施設管理計画の認可を受け、または同法同条第4項もしくは第7項の規定により長期施設管理計画の変更の認可を受けもしくは変更の届出を行った場合をいう。</p>	<p>脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行を受けた長期施設管理計画の認可制度への移行による実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の改正に伴う変更</p>

(長期施設管理計画の施設管理計画への反映等)

第119条の4 組織は、法令に基づき手続により長期施設管理計画を定め、または変更を行った場合は、長期施設管理計画に記載された以下の措置等のうち施設管理として実施すべきものについて、遅滞なく第119条に基づき定める施設管理計画の施設管理の実施方針その他の必要な箇所に反映する。

- 劣化点検、特別点検および経年劣化に関する技術的な評価
 - 原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（監視試験に関する措置を含む）
 - 技術の旧式化その他の事由により、原子炉施設の安全性を確保するために必要な物品または業務の調達に著しい支障が生じることを予防するための措置
- 2 組織は、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合は、長期施設管理計画の劣化評価への影響の評価を行う。

第119条の4 削除